ブリティッシュコロンビア州

幼稚園～12学年に在籍する海外留学生のための ホームステイガイドライン

教育省 ― 2015年

BRITISH COLUMBIA | Ministry of Education

はじめに

BC州の幼稚園～12学年に在籍する海外留学生のための ホームステイガイドラインについて

このホームステイガイドラインは、BC州の幼稚園から12学年向けのホームステイの実施に関し、州全体に共通の最良の実践基準（ベストプラクティス）を示すものです。本ガイドラインは、幼稚園から12学年を開設している学区をはじめ私立校や教育省の代表で構成された作業部会が2014年10月から2015年6月にかけて作成し、2015年春には幼稚園から12学年の教育現場からの助言も受けました。本ガイドラインは業界のベストプラクティスに関する一般的な見解を反映したものとなっています。

教育省は次の団体に対し作業部会への参加に感謝いたします。参加団体 — 第８学区（クートニーレイク）、第36学区（サレー）、第39学区（バンクーバー）、第45学区（ウエストバンクーバー）、第91学区（ネチャコレイク）、ラングレー・クリスチャンスクール

ホームステイと法律

ホームステイには連邦法、州法、並びに自治体法が適用されます。適用される法律については本書記載のグループ各位が責任を持って理解を深めてください。また必要に応じて各グループの責任において法的な助言を受けてください。

本ガイドラインの対象ユーザー

BC州の幼稚園から12学年に在籍する海外留学生のためのホームステイガイドラインは、BC州国際留学生プログラム、または学校や学区と提携しているホームステイ専門会社が定めた幼稚園から12学年の生徒の短期、長期両方のホームステイプレースメントを念頭に入れたものとなっています。

本書は、ホームステイを手配するグループ、ホームステイに関わるグループ、ホームステイに参加するグループのための最良の実践基準を６つの章に分けて解説しています。

グループ		章
ホームステイプログラム提供者	BC州にて幼稚園から12学年のホームステイプレースメントの手配を行う会社または団体	1章
国際留学生プログラム	海外留学生を受け入れるBC州の学校または学区	2章
ホストファミリー	海外留学生を自宅に受け入れて滞在させるBC州在住の家族。ホームステイファミリーとも呼ばれている	3章
幼稚園から12学年に在籍する留学生	通常BC州外、つまりカナダ国外に住み、BC州へ来て幼稚園から12学年の課程に編入する幼稚園から12学年の生徒	4章
留学生の親・保護者	留学生の親または合法的に指定された保護者	5章
留学エージェント	留学生が適切な留学先の国、都市、学校を選ぶ際にアドバイス・代行サービスを行う個人または会社	6章

ブリティッシュコロンビアでのホームステイについて

ブリティッシュコロンビア州政府並びに、BC州の学区や私立校主催の国際留学生プログラムは、BC州が実施するワールドクラスの教育をはじめ、友好的な受け入れ先のコミュニティ、そして信じがたいほどすばらしい自然環境を誇りにしています。ホームステイが海外留学体験に極めて重要な役割を果たすとの認識から、BC州はすべての生徒が質の高いホームステイ体験をできるように尽力しています。

ホームステイとは、承認をうけた家族が留学中の生徒を自宅に滞在させるために、国際留学生プログラムまたはその代理人が正式に手配するものです。この家族と住居の両方が一般的に「ホームステイ」と呼ばれています。本ガイドラインではこの家族を「ホストファミリー」と呼びます。幼稚園から12学年のホームステイをする生徒とは、BC州外からやって来る未成年（19歳未満）の生徒で、食事、個室、ファミリーの支援、各種文化体験などを受ける代償として費用をホームステイファミリーに支払います。

BC州の学区ならびに私立校が実施するホームステイには以下の３つのタイプがあります。

1. 学区や私立校が独自のホームステイプログラムを実施している。
2. 学校や学区がホームステイプログラムの管理運営をホームステイ提供者に委託している。
3. 学区や私立校が留学生の親や本人のためにホームステイプログラム提供者リストを用意している。

また、幼稚園から12学年を開設している学区や私立校と取引関係を持たない私企業やWebサイトなどがホームステイサービスを提供する場合もあります。留学生の親御さんや留学生本人もそのようなホームステイサービス提供者を使ったり、親せきや家族の知人宅に滞在することも考えられます。これらの選択肢を選ぶ場合、最終的な判断をする前に、留学先の学区や私立校に相談するとよいでしょう。国際留学生プログラムはそのような状況に関連する規定や情報を準備している場合もあります。

ホームステイプログラム提供者とは、ホームステイを手配する団体もしくは会社です。ホームステイプログラムは学校や学区が提供する場合もあります。またプログラム提供者が第三者企業や団体の場合があります。

ガイドライン

第１章 ― ホームステイプログラム提供者の責任

幼稚園から12学年に在籍する留学生が最大限にホームステイを体験できるように、ホームステイプログラム提供者が行うことは下記のとおりです。

1. ホストファミリーと留学生のマッチングをするためにホームステイ先の審査を継続的に実施する。ホストファミリー審査プロセスは公開し、以下を含むものとする。
    a. 定期的な住居の立ち入り検査とホストペアレントの面接
    b. 成人家族全員の定期的な犯罪歴のチェック
    c. 必要な場合、ホストペアレント（父母）の身元照会
2. 留学生、親・保護者、後見人、ホストファミリーの以下を含む適切かつ最新の個人の記録・連絡先を収集する。
    a. 正式なファーストネーム（名）とラストネーム（氏）（パスポートに表記されている氏名）
    b. 性別
    c. 年齢
    d. 当該医療情報
    e. 居住国
    f. 現住所
    g. 連絡先の電話番号およびＥメールアドレス
3. 収集したデータやホームステイプログラム提供者から配布されたすべての情報は個人情報保護法に必ず準拠する。
4. 新しいホストファミリーが受け入れに関する最良の実践方法を確実に理解し身に着けるために、総合的な研修プログラムを作成し実施する。また既存のホストファミリーが最新の最良の実践方法を常に把握できる方法を作成する。
5. １軒のホストファミリー宅に同時に滞在する人数は２人以下とする。

ホストファミリーが自宅に３人以上受け入れる場合、コミュニティケア許可証の取得がコミュニティケアおよびアシステッドリビング法（以下「CCALA」と呼ぶ）で義務付けられています。CCALAは個々の状況によって異なりますが、他のホームステイの取り決めにも適用される場合もあります。ホームステイプログラム提供者は、子供たちを直接または第三者の提供者を通じて（ホームステイの枠外の）ケアを提供する場合を除き、許可証の取得はCCALAの下では義務付けられていません。CCALAが適用されるかどうかわからない場合、詳細に関しては当該地域の医療保健担当官へお問い合わせください。

6. 同じホストファミリー宅に成人の留学生と未成年の留学生を同時にプレースメントしない。
7. 滞在日程、特別な配慮が必要な事項、当該医療情報や日ごろの行動の特徴などの記載欄がある標準留学生プロフィールフォームを用いて、留学生のプレースメントの予定をホストファミリーに通知する。
8. 留学生、学校、ホストファミリー、親・保護者と連絡を保ち、各人を支援する。
9. 定期的に留学生やホストファミリーとコミュニケーションを図る。
10. 質の保証とプログラムの評価の仕組みを導入し、維持する。
11. ホストファミリーと留学生の両方に紛争解決サービス（と合意に達する機会）を提供する。
12. ホームステイに関する明確な公開された基準と手順を導入して維持する。これにはホストファミリーを正当な理由で解任するときの手順と留学生を別のホストファミリーに移動させる手順を含む。

13. 関連法規、標準、手順などを解説したホストファミリー用、留学生（およびその親）用に個別の参考マニュアルを作成する。マニュアルには、ホストファミリーや留学生のあらゆる種類のホームステイ体験に適用できる基準や手順を含むものとする。
14. 下記を含む明確な費用体系を導入して維持し、費用関連の情報を公開する。
    a. 契約条件 – 費用をいつ、誰に払うか
    b. 日額および月額のホームステイ費用
    c. 費用に含まれるサービス
    d. 追加費用（例、空港出迎えまたは見送り、荷物の保管料）
    e. 返金規定
15. 必要に応じて、留学生本人の母語で話せる人を依頼する。
16. 留学生プログラムのホームステイ期間中に発生した医療上もしくは精神衛生上の心配事項を、必要に応じてホストファミリー、後見人、または留学生の親・保護者と共有する。
17. 年少のホームステイをする留学生のために追加的な基準や手続き上の支援や必要事項を適宜提供する。
18. ホームステイプログラム提供者の法的な限界を公表する。
19. ホストファミリー宅にプレースメントされる留学生に、１日24時間365日利用できるBC児童ヘルプライン〔BC Children's Helpline〕(310-1234)があることを教える。これは留学生がホームステイ先や学校で不当な扱いを受けたまたは身の危険を感じた場合、電話を掛けることができる。

第２章 ― 国際留学生プログラムの責任

幼稚園から12学年の留学生が最大限にホームステイを体験できるように、国際留学生プログラムが行うことは下記のとおりです。

国際留学生プログラムとは、BC州の幼稚園から12学年の学校への留学の手配や留学中の支援を行う学区または私立校内に設置されている管理本部または管理運営部門を指します。

1. 責任を持って留学生の世話をするために、親・保護者が指定した後見人の身元を確認し、後見人に期待する事がらを明確に伝える。
2. 留学生が通学する学校との連係において、ホストペアレント用の明確な手順を作成する。ELL／ESLまたはフランス語の学習／第二言語としてのフランス語の習得の支援、出席、課外活動などに関しホストファミリーが関与すると、「学校とのつながり感」を促進するだけでなく、生徒の学習や成功を支援する。
3. 親・保護者および後見人との連絡の手順とひな形を作成する。
4. ホームステイ期間中に発生する様々な問題を解決するために、紛争解決手順とプロセスを明確にしてホストファミリーを支援する。さらなる支援が必要な場合、いつ誰に連絡するかなどの明確な骨子を設定することが強く推奨される。
5. 行動規範に関し、ホームステイファミリーは具体的に説明し、思いやりを持つことが奨励される。門限時刻、インターネットの使用、家事手伝い等留意すべき事がらを生徒にはっきりと説明し、伝える。すべての決まりが、生徒の発達上において家庭内で適切かつふさわしいものであるかを確認することが重要である。
6. 留学生が英語またはフランス語を習得する上で、ホストファミリーが支援するために必要な様々なリソースを提供する。
7. 国際留学生プログラムの法的な限界を公表する。
8. 留学生や親・保護者と交わす参加同意書を作成する。これには、生徒としての行動に期待される事がら、紛争解決プロセス、ホームステイからの退去、学校・学区主催のプログラムからの退学理由などの条項を含める。

第３章 ― ホストファミリーの責任

幼稚園から12学年の留学生が最大限にホームステイを体験できるように、ホストファミリーが行うことは下記のとおりです。

1. 留学生に配慮の行き届いた、頼りがいのある養育環境を用意する。
2. 満25歳以上である。
3. 国際留学生プログラムまたはホームステイプログラム提供者、もしくは両方から定期的に家庭内立ち入り検査と犯罪歴チェック（同居している18歳以上の家族全員）を受けることに同意する。
4. ホストファミリー宅に同時に滞在できる人数は２人以下とする。

ホストファミリーが自宅に３人以上受け入れる場合、コミュニティケア許可証の取得がコミュニティケアおよびアシステッドリビング法（以下「CCALA」と呼ぶ）で義務付けられています。CCALAは個々の状況によって異なりますが、他のホームステイの取り決めにも適用される場合もあります。CCALAが適用されるかどうかわからない場合、詳細に関しては当該地域の医療保健担当官へお問い合わせください。

5. 成人の留学生と未成年の留学生を同時に滞在させない。
6. １日３食栄養のある食事を用意する。
7. 清潔でかつ整理整頓が行き届いた家に、下記も利用できる、適切な家具のついた個別の寝室を用意する。
    a. 宿題・課題をするための机・いす・照明器具のある場所
    b. バスルーム、タオル・シーツ類、洗濯機の使用
    c. 他の家族と同じように家に入るために必要となるもの（例、家の鍵、該当する場合警報装置の入力コード）
    d. 可能であれば、教育ゴールの達成と日本の家族と着実に連絡を取るためのインターネットアクセス
8. 自宅が安全であること、また必要に応じて、BC建築基準、当該地域の建築条例、消防規則に準拠していることを確認する。
9. 留学生の一般的な心身の健康を確認し、必要な場合医師の診察を受けられるように手配し、深刻な医療上もしくは精神衛生上の問題があった場合は、学校、ホームステイプログラム提供者、国際留学生プログラムの担当者に報告する。
10. 留学生が飲酒したり、非処方の不法な薬物を摂取または所持していた場合、もしくは法を犯した場合は学校または国際留学生プログラムの担当者に通知する。
11. 住宅保険と自動車保険が同居している留学生も的確にカバーしているかどうかを確認する。保険によっては、ホームステイ中の生徒をカバーしないものがある。
12. 下記の方法で留学生や親、および学校、地元社会とのつながりの強化に努める。
    a. 留学生が家で使いたい言葉（英語またはフランス語）を使う。
    b. 留学生の個人的なインターネットの使用に妥当な制限を設ける。（例、１日の使用時間、使用に適切な時間帯など）
    c. 留学生と妥当な門限時刻や家の規則を話し合って決め、決められた通りに実行させる。
    d. 留学生が課外活動やスポーツに参加を希望する場合、探す手伝いをする。
    e. ホストファミリー向けの学校もしくは学区が主催するオリエンテーションや、文化、教育イベントなどに参加する。

ホストファミリーはホームステイファミリーとも呼ばれ、海外留学生がBC州の幼稚園から12学年の課程で学んでいる間、自宅に受け入れて滞在させるBC州在住の家族。

第４章 ― 留学生の責任

BC州への留学生がホームステイプログラムを利用する場合、留学生が行うことは下記のとおりです。

海外留学生とは、教育省の教育費支援を受ける資格を満たさない、また６ヵ月以上カナダで勉学する意図をもってカナダに入国するためにカナダ政府発給の許可証を取得しなければならない、カナダ国外から来る生徒のことです。

1. ホストファミリーや学校に積極的に関わり合い、学校生活と家庭生活に溶け込む機会を模索する。
2. 自分の親・保護者やホストファミリーと定期的にコミュニケーションを取る。
3. 深刻な問題や懸案事項をホストファミリー、親・保護者、後見人、学校長、副校長、担任の教師、ホームステイプログラム提供者、国際留学生プログラムの担当者と必要に応じて話し合う。
4. 個人的に手配された宿泊施設が安全でない、または不適切だと見なされる場合、学区または私立校主催の国際留学生プログラムは、ホームステイ先を移動する、または国際留学生プログラムからの退学を要請する場合があることを理解する。
5. ホームステイ先の家屋や器物を尊重し、責任をもって扱う。ファミリーの所有の物品の破損の責任が留学生にあることが判明した場合、破損を弁償する。
6. １日24時間365日利用できるBC児童ヘルプライン〔BC Children's Helpline〕(310-1234)があることを理解する。これは留学生がホームステイ先や学校で不当な扱いを受けたまたは身の危険を感じた場合、電話を掛けることができる。

第５章 ― 親・保護者の責任

留学生の親・保護者が行うことは下記のとおりです。

親とは、留学生の実の親または養親を指します。保護者とは、生徒の親に成り代わって法的な権限を持つ人を指します。法的な保護者は後見人と異なります。

1. 願書や入学手続き書類に必要事項を正確に記入し、ホームステイプログラム提供者やホストファミリーがホームステイの期間中支援や世話を十分行えるように、医学的状態など生徒関連の情報をホームステイプログラム提供者やホストファミリーにはっきり伝える。
2. 留学生である子供が新しい国での生活や新しい言語の習得に付随するプレッシャーやストレスに対処していることを把握するために、子供と定期的に連絡を取り合う。
3. 深刻な懸念事項はホームステイプログラム提供者に連絡する。
4. 個人的に手配された宿泊施設が安全でない、または不適切だと見なされる場合、学区または私立校主催の国際留学生プログラムは、ホームステイ先を移動する、または国際留学生プログラムからの退学を要請する場合があることを理解する。
5. １日24時間365日利用できるBC Children's Helpline〔BC児童ヘルプライン〕(310-1234)のあることを理解する。これは留学生がホームステイ先や学校で不当な扱いを受けたまたは身の危険を感じた場合、電話を掛けることができる。

第６章 ー 留学エージェントの責任

留学生とその家族は、国際留学生プログラムを決めるためにエージェントに依頼することがあります。留学エージェントが行うことは次のとおりです。

1. 国際留学生プログラム、ホームステイプログラム提供者、留学生とその家族にサポートを提供する。特にホームステイプログラム提供者または国際留学生プログラムから要請があった場合、親・保護者への連絡を行う。

エージェントとは、BC州または海外を拠点とする有償でサービスを提供するコンサルタントで、留学生の教育や旅行の面の手配をします。エージェントがホームステイも手配する場合、エージェントもホームステイプログラム提供者ということになり、第１章で説明した責任内容を満たすことが期待されます。

用語解説 ／ 定義

本ガイドラインで使われている用語の定義は以下のとおりです。

親とは、子供の実の親または養親を指す。

海外留学生とは、教育省の教育費支援を受ける資格を満たさない、また６ヵ月以上カナダで勉学する意図をもってカナダに入国するためにカナダ政府発給の許可証を取得しなければならないカナダ国外から来る生徒。

学校とのつながり感とは、教育用語で、生徒が自分の学校に対して感じる親近感の度合いを指す。学校やその学校内の大人との強いきずなは、学校の成績をいっそう向上させるという研究結果が報告されている。

後見人とは、子供の世話をするために国際留学生プログラムの正式書類で子供の親・保護者によって指定された人物。国際留学生プログラム並びにカナダ連邦政府は、ブリティッシュコロンビア州に留学中の未成年の生徒は後見人を必要とすることを義務付けている。

行動規範とは、ふるまい方、他人との交流の仕方に関して記載された規則書。行動規範命令に関する州の基準に基づき、教育委員会は管轄地域内にある学校を対象に行動規範を１つ以上定め、各学校に行動規範の確実な導入を義務付けている。

国際留学生プログラムとは、私立校または学区内に設置されている管理運営部門を指す。国際留学生プログラムは、留学生の教育、宿泊、世話などの実施、支援、手配を行う。

個人的または**独自で手配した宿泊施設**とは、留学生のために学校もしくは学区承認のホームステイプログラム提供者が手配しなかった宿泊施設を指す。

保護者とは、BC州家族法で定められている内容では、子供の親が一般的にその子の保護者である。保護者はその子に対する法的な責任と権利を持つ。

ホームステイとは、承認をうけた家族が留学中の生徒を自宅に滞在させるために、国際留学生プログラムまたはその代理人が正式に手配するもの。この家族と住居の両方が一般的に「ホームステイ」と呼ばれている。

ホームステイプログラム提供者とは、留学生をホストファミリーに紹介・プレースメントする組織。状況によって異なるが、ホームステイプログラム提供者は、私立学校もしくは学区である場合や、国際留学生プログラムが契約した会社もしくは団体、または国際留学生プログラムと取引関係のない事業体もしくは個人の場合もある。

ホストファミリーまたは**ホームステイファミリー**とは、ホームステイ期間中、留学生を自宅に住まわせる家族。

未成年の生徒とは、19歳未満の人を指す。未成年者は保護者または後見人の世話をある程度必要とする。

レジデンス／寮とは、2人以上の未成年の生徒が共同で生活する、通常学校の敷地内にありBC州の私立学校が管理する宿泊施設を指す。ただし、レジデンス／寮は本ガイドラインでは取り上げていない。

ブリティッシュコロンビア州

幼稚園～12学年に在籍する海外留学生のための ホームステイガイドライン

教育省 ― 2015年6月

BRITISH COLUMBIA | Ministry of Education

K-12 International Student Homestay Guidelines [Japanese]